

発行所（郵便番号 100）  
東京都千代田区丸ノ内2-4-1  
丸ノ内ビルディング781号室  
社団法人スウェーデン社会研究所  
Tel (212) 4007-1447  
編集者 高須裕三  
印刷所 関東図書株式会社  
定価50円（年間講読料500円）  
1970年4月1日発行  
第2巻 第4号  
(毎月1回1日発行)  
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 2 No. 4

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
Marunouchi-Bldg., No. 781, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

## スウェーデンなどの北欧諸国から

## 輸送やコンピューター技術の視察団

Transport & Computer—Technique Missions come from  
Sweden & other Nordic Countries.



羽田空港に着いたスウェーデン交通使節団の一一行。右から2人目が Arne Sjöberg 団長（写真は S A S 提供）



ソフトウエア（利用技術）の将来について討議するコンピューター視察団（神田の社会調査研究所で）

日本の輸送界の発展を視察調査し、将来の経済発展に伴う輸送界のあり方を討議しようと、去る2月15日、スウェーデン交通調査使節団が訪ねてきた。

来日したのは、ストックホルムのスヴェンスカ・グッジセントラーレル株式会社（国有鉄道の子会社、トラックによる貨物輸送、鉄道便の積送りを中心業務とする）社長のアルネ・シェーベリエ氏を団長とする一行で、鉄道、船舶、港湾、航空、運輸行政などの専門家10名。公式日程の12日間に、鉄道技術研究所、船舶技術研究所、運輸経済研究所などを訪れるとともに、京浜トラックターミナル、国鉄本社、横浜港湾施設などを視察して関西へ向った。万国博覧会場や神戸港のコンテナー船積下し作業などを視察して再び東京に戻り、26日には日本航空本社を訪れ、わが国における貨物の航空輸送の趨勢、成田新国際空港に東芝が建設を担当する予定の貨物ターミナルの計画などについて、関係者らと討議を行った。

3月8日には、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク北欧各国の金融、産業界のトップおよそ50人からなるコンピューター視察団が訪ねて來た。一行は金融、製造、流通サービスの三つのグループにわかれ、10日間にわたって富士、三菱銀行、社会調査研究所、石川島、日産自動車、電通、NHKなどのコンピューター関連業務を視察した。

スウェーデン企業でもコンピューターが大幅に導入されてきたことにより、日本の同じような企業がこれをどう活用しているか、今後どこまで活用範囲を広げられるか、経営にどう生かされているかといったことが主な視察の目的。

日本は中・小型のコンピューターを三分の二まで国産しており、技術が進みすぎているアメリカにくらべて手っとり早く参考になるという。それに、日本の驚異的な経済発展が、コンピューターの急速な普及と関連して注目をあびてきたものであろう。

# スウェーデン教育の社会的脊骨

— One Social Backbone of Swedish Education —



スウェーデン社会研究所

理事 高須 裕三

Director Prof. Yuzo Takasu

## I 大学紛争なき国の秘鍵

ここ数年間、世界の先進諸国において、いわゆる大学紛争が起り、物理的・精神的暴力も織りこまれられて、一部の学生と大学当局ないしは一部の青年層と国家機関との間に、社会的対立の現象が露呈された。

それぞれの国において、またそれぞれの大学において、そのような現象が生起したについては、それぞれ固有の「条件」があったことはいうまでもない。しかし、対立現象がわが国の大学のうちの大部分の所に普遍的に見られ、また世界の先進諸国の大半においても同様に普遍的現象であったということは、結局、世界の先進諸国が位置する歴史的段階に含まれていて「根拠」に共通のものがあったことが意味される。その根拠とはいかなるものであろうか。

簡単にいえば、19世紀の「近代」における階級対立の根拠は、近代における生産諸要素のうちの最も重点的なものである「資本」を所有する層と、それを所有しない層との対立の場にあった。

ところが20世紀に入って、「資本主義」経済のシステムが「混合経済」化し、サラリーマンという新中間階級が量的にも質的にも増強してきて、近代における労資二階級対立は脊面に退き、「サラリーマン社会」ともいいうべき現象が表面に汎く出てきた。サラリーマンは新中間階級であるが、厳密にいえばそれは「階級」というよりもむしろ「階層」と称されるべきものである。そこには所得による上中下、職業による社会的評価の上中下はあるが、その上中下の区別は相対的・融通的なものであって、労働者階級、資本家階級と対比するときのような絶対的断絶はない。つまり、「近代」を卒業して「現代」になると、「階級対立」は止揚されて「階層対立」へと変化してきたのである。

ところでそういう現代社会も、スウェーデンのような代表的福祉国家になると、社会の中産化が更に進展し、貧困層はなきに等しく、富裕層は累進課税などで縮小していく。そこで「階層対立」もまた、スウェーデンの場合には背後に退き、それに代って「世代対立」が表面に出てくる。

たとえば、スウェーデンの総選挙においてここ数回、連続して政策の争点となってきたものは、老齢年金の仕組みと、住宅供給のあり方とであった。老齢年金は退役層が現役層の納める税金によって扶養される点が少くない。また住宅の問題では、中・老年層は一応住むべき家をもっている。そこで住宅の最も必要な層は結婚適齢の若い層である。この住宅政策もまた中年層の負担する税金が青年層の住家建設に廻される面が少くない。そのような一面からみても、福祉国家の諸政策には、世代対立の可能性をはらむことが少くない。すなわち、スウェーデンの場合、社会の対立は、階層対立から世代対立へとその重点が推移しつつあると見てよいように思われる。

以上のような根拠は、その程度の差こそあれ、世界の先進諸国には共通のものであり、日本もまた例外ではないであろう。こういう世代対立の場が、技術革新を介して、波動的になってきているのが現代である。技術革新は旧世代に対する新世代の敬服を消散させる可能性をもつからである。

ところで北欧以外の先進諸国では、それぞれの国に特有の「条件」が上記の「根拠」に結合して、可能性が現実性に転じ、そこに学生紛争が激しい現象を起してきたのであった。

しかし北欧諸国だけが、紛争を現実化させなかったのには、世代対立という「根拠」はよそよりも一段と成熟しているながら、その現象化を防ぐべき「条件」に特殊性があったからである。スウェーデンの場合、それは大学卒業者組合連合という利益団体を通じて「参加」の道が開かれていたことが、その紛争なき大学の空気の秘密を解く有力な鍵の一つであったと思われる。

## II SACOの発展とその特性

1930年代の後期から1940年代の前半にかけての第二次世界大戦に際し、スウェーデンは中立を守り通したもの、平素より貿易に依存度の高いこの国の経済が戦争のために貿易の基調を奪われて、社会的にも経済的にも大きな不安の底に沈没したことは争えない事実であった。わが国でも経験されたことであるが、そのような時期に

は衣食が第一の関心となり頭脳労働は二の次に廻されがちとなる。とくに新規の大学卒業生などへのしづ寄せが顕著となる。当時の若い知識人の間に組合による生活防衛の意識が浸透した理由については、SACOの解説によればつぎのようなものが挙げられる。

第1に、研究生活のコストの増大、第2に、高い学歴者の雇われる率の相対的低減、第3に、高い学歴者は所得も高いはずであるが、その所得に対して累進課税の適用が一段と引きびしくなったこと。第4に、戦時中、所得平等化政策が一段と強く推進されたために、長い無給時期や低所得の長期見習を要する医師・弁護士などのプロフェッショナルな職業の前途の希望が不安になってきたこと、などである。(SACOがLOやTCOと本質的に異なる一線をもつ事情がここに見られる。すなわちSACOの組合結成は生活の下限防衛のためというよりもむしろ上限維持のためなのである。したがってある意味では国家の平等化政策への抵抗となって現れる。福祉国家とエリート個人、平等化政策と自由化的抵抗と、そういう対立的契機の混在にこの国の政治の妙味と不老の秘鍵があるのかもしれない。)

たとえ高率累進課税に悩まされたとしても、中高年層のプロフェッショナルは、所得もむしろ抜けて高いのだから、不満はあっても組合結成には踏み切れないという事情もあった。しかし若手の無給医師や見習弁護士などは、現在の忍耐が将来において償えなくなると思えば、将来的の不安は現在の不安でもある。そこでまず若手プロフェッショナルが組合結成に動き、戦時中の1943年に「青年大学卒業者組合連合」(SYACO)を組織し、その傘下に「青年弁護士組合」「青年中学教師組合」「青年医師組合」などができる。この「青年」というのは大学卒業後あまり年を経ていない人を意味した。

その組織化運動の意義が青年のみならず、すべての年齢層のプロフェッショナルに受容されて、4年後の1947年10月にはSACOが誕生し、15組合がその傘下に入った。組合員数も1947年の1万5千人から50年代後期には5万人に、1960年には6万人に、そして今日では約10万人に増進した。

この量的増大の過程でとくに質的に有意義な変化を遂げたのは1950年代後期で、その時期以降、SACOはそのメンバーに直接関係のある領域に関する立法が予定される場合、政府の調査準備委員会に代表を派遣する権利を与えられたし、またそれに関係する省庁その他の機関の運営委員会に代表を送ることもできるようになった。このことは、プロフェッショナルという重要な職業集団の声の代表として最終的に公式な承認がSACOに与えられたことを意味し、またよい意味での圧力団体の公式なパイプ開通としても、その意味は大きい。

ちなみにスウェーデンの政府委員会は、公的機関の代表者や主要な経済グループ(たとえば「使用者連盟」な

ど)の任命を受けた者、LO、TCO、SACO、その他農業団体の代表者などから成り、主な社会・経済政策決定の役割を演ずる。SACOは、たとえば「スウェーデン労働市場委員会」や「スウェーデン教育委員会」にその代表を送っている。

かくてSACOのメンバーとなる資格としては、その人の職業よりも学歴が決定的な重要性をもつ。大学在学生も準メンバーとしてその加入が認められてはいるが、正メンバーは大学卒業生による資格を必要とするのが原則である。けれども最近、大学とは別の機関で物理療法士とかソシアル・ワーカーの訓練を受けてSACO傘下の機関に入る者のケースも出てきており、大学卒の原則に対する例外、すなわち職業に基く加入承認の例も見られるにいたっている。

上記のような展開の歴史をもつSACOは、それに縁由する性格を身につけていると見られる。第1に、若さをもつ。それはこの組合の結成が若いプロフェッショナルによってリードされたこともあるが、また現代の技術革新がプロフェッショナルの職場を急激に拡張し、それらの職種が若い柔軟な能力を求めていることによる。第2に、国家の政策審議などにおいて往々戦闘的な側面を見せやすい。政府の委員会に席を占める他の労働組合たとえばLOやTCOなどは多年社民党政府となじみの仲であるのに比し、SACOはまだ歴史が浅くて妥協を知らぬ一本気の所を時折見せることとなる。第3に、反「社会主义」的性格で、この線でも社民党政府に反抗的姿勢をしばしば見せる。多くの国ぐににおいて、プロフェッショナルはエリート気質があり、所得も多いので、物心両面から社会主义に対して批判的であることが多いが、この点スウェーデンも同様である。とくにこの国では社民党政府が中産化・平等化の政策に積極的であるので、自然に、政府に対する反抗的姿勢が生じてくるのである。

つぎにこのような性格のSACOと他の労働組合との関係を見てみよう。まずLOとの関係であるが、LOとSACOとは、管轄領域も異なるし、またLOの大規模な勢力を敵に廻しては得にならないと考えて、SACOの首脳部は従来、LOとの友好関係の保持に心がけてきたので、表面的には円滑である。しかし平等化政策に対しての基本的態度は両者相反するし、SACOの学歴重視の態度にもLOは内心不快の感を抱いている。

つぎにSACOとTCOとの関係は従来より円滑ではなかった。元来TCOはすべてのホワイト・カラーの代表を自任していたのであるから、管轄上の問題でもSACOとは衝突する可能性があり、その出現には駄然としないものがあった。今後、ますます大学拡充が展開するにつれ、TCOはSACOによって喰われる部分が増大することとなるのも不満の種子になっている。

# スウェーデンにおける社会保険制度 (2)

— Social Insurance in Sweden —

スウェーデン社会研究所

理事 松本 浩太郎

Director Prof. Kotaro Matsumoto

## § 1 健康保険 (つづき)

### (2) 傷病手当金と母性給付 (Sickness benefit and Maternity Benefit)

傷病手当金 (Sickness benefit) は疾病による休業のため所得喪失の場合に支給される給付である。わが国の傷病手当金と同じ性質である。この傷病手当金は被保険者の年収 (Annual income) を基準としてきめられる。この年収額の区分は下図の如く標準報酬年額で等級づけられている。すなわち、年収1,800クローネから39,000



クローネに等級づけられている。

また、所得のない人々 (たとえば主婦) も傷病手当金を受給できる。それは最低給付額で「1日 6 クローネ (408円)」であって、年収1,800クローネの人の傷病手当金と同一である。この傷病手当金のうえにさらに補足傷病手当金 (Supplementary sickness benefits) が給付されている。最高の金額は、年収39,000クローネ (2,692,000円) またはそれ以上の人に対する傷病手当金で、「一日 52 クローネ (4,036円)」である。傷病手当金は非課税かつ、その支給期間は原則として無制限である。労働能力が完全に減退したときには、傷病手当金はマルマル支給される。労働能力が少くとも半減したならば、そのときは、半額の傷病手当金が受給できる。入院中は傷病手当金が原則的に1日 5 クローネ (340円) だけ減額される。これを「入院減額」 (hospital deduction) と称する。

患者が病気に罹ったことを社会保険出張所に報告したならば、疾病直後の日からその日をも含めて、傷病手当金が支給される。場合によっては、傷病手当金は、病気 (illness) が初めて起った日から支給される。

病気が7日間またはそれ以内のみ継続したならば、被保険者が労働できなかった日数を限度傷病手当金は支給されるにすぎない。この規定「休日の原則 (Free-day rule)」とは、土曜日と日曜日には傷病手当金は支給されないことを意味する。しかしこの規定は、一年間を通じての休日 (annual holidays) や家庭の主婦には適用されない。ある場合には子供へのボーナス (children's bonus) が子供の人数に応じて一日 1 ~ 3 クローネづつ支給される。

家庭の主婦や学生で、何等ほかの補足疾病給の保障をうけておらぬ場合には、任意の疾病保険 (voluntary sickness benefit insurance) に加入できる。最低の保険料の負担の者さえも、一日の傷病手当金総額は最高 15 クローネ (1,020円) が支給される。

女性の分娩給付 (Maternity benefit) は、1,080クローネ (7,344円) の一時金である。

勤労している女性は、子供の出産の際には、180日間は補足傷病手当金 (Supplementary sickness benefit) が支給されるが、これは、彼女が分娩前 270 日間またはそれ以上最低一日当り 7 クローネの補足疾病給付に保障されている場合に限る。

## § 2 年金保険 (Pension Insurance)

国民年金制度は①基本年金 (basic pension) と②国民補足年金 (ATP) から成り立っている。両者の年金額は「基本金額 (base sum)」に従って計算されるのでこの基本金額は、物価指数に対応し且毎回修正される。最初の物価指数は1957年9月の物価水準を基準として、基本金額は4,000クローネ (272,000円) であったが、1969年1月には、5,800クローネ (394,400円) となっている。

### (1) 基本年金 (The basic Pension)

基本年金制度の適用をうけるためには、スウェーデン在住のスウェーデンの国民たることである。外遊中のスウェーデン在住の市民は基本年金を受給できるが、そのためには彼は62歳に到達するとき、従って年金受給開始年齢到達 5 年前の国勢調査に登録しておることを条件とする。外国人であってもスウェーデン在住の者は、特定の条件をさえみたしておれば基本年金をうけることができる。(これを要するに67歳から62歳迄の5年間にスウェーデンにおいて国勢調査の登録をうけていることである)

老齢年金 (old-age pension) は67歳に到達したその

当月より、支給開始となる。この年金は年金受領申請書の提出を必要とする。ただし67歳以前に年金支給開始を希望する者は、減額年金として正常退職年金額よりも低額の給付が受けられる。この減額割合は、正常退職年齢と減額年金支給開始年齢との月数に応じて、一ヶ月につき0.6%ずなわち、1年では7.2%である。減額年金支給開始の最低年齢は63歳である。

逆に老齢年金の支給を67歳以降に据置くこともできるので、この場合はより多額の割増額が年金に付加される。だが70歳を超えてしまえば年金の据置は行わない。

老齢年金は、前述の基本金額 (Base sum, 1969年1月現在では5,800クローネ) の90%であるから、1969年1月現在の単身者老齢年金額は5,220クローネ (35万4,960円) となる。夫婦で老齢年金を受給するときはそれぞれ基本金額の70%づつであるから合せて8,120クローネ (1969年1月現在)

$$5,800\text{クローネ} \times 2 \times 0.7 = 8,120\text{クローネ}$$

$$68\text{円} \times 8,120\text{クローネ} = 492,160\text{円}$$

邦貨に換算して492,160円であるから、わが国の厚生年金夫婦で24万円の2倍以上となる。

また60歳あるいはそれ以上の年齢になって、病気、精神上の疾患、廃疾その他の障害のために稼働能力が半減した場合には、これが永久疾患障害と認定されたならば、さらについ増年金 (advance pension) の受給ができる。そして一年以内に永久的疾患が回復すればつい増年金の代りに傷病手当金がうけられる。この傷病手当金は一般に1~2年間支給されるのがならわしである。つい増年金の金額は、稼働能力の減退の度合いに応じて、全額、3分の2、又は3分の1が支払われる。つい増年金の全額或いは傷病手当金の全額とは、老齢年金額と同一である。

家族への年金 (family pension) とは、未亡人年金と遺児年金からなりたっている。未亡人年金 (widow's pension) は次の2つの場合に支給される。

1 夫の死亡時に36歳に到達し、結婚生活が少くとも5年間以上継続している未亡人に対して支給される。そして未亡人が50歳に到達するまでは、年金額はマルマル支払われる。

2 16歳以下の遺児を手もとにおいて、いつ迄も彼女が面倒をみてゆく場合にも亦、その未亡人に未亡人年金が支給される。夫の死亡時に引きつづき夫婦の又は未亡人のすまいに一緒に住んでいることを条件とする。この場合には未亡人の年齢と結婚期間の長短は問うところではない。

遺児年金 (children's pension) は、両親または片親の死亡時に16才以下の遺児に対して支給される。その金額は、片親の死亡の場合が基本金額の25%、両親の死亡の場合が基本金額の35%づとなっている。

(2) 基本年金制度のもとにおける特別の給付 (Special

#### Benefits under the Basic Pension)

遺児手当 (children's allowance) は同居している16歳以下の遺児に支払われる。

また、廃疾手当 (disability allowance) は、自用を便じ難く且自活出来ず誰かの助けを必要とする場合に支給される。援助や保護の必要が63歳以前に起った場合に限る。

この廃疾手当は稼働能力や研究能力はたとえ有していても、これらを達成するには特別の費用によるある程度の介護を他人様からしてもらわねばならぬ場合の廃疾障害者たる年金受給者たることを条件とする。

障害補償 (Disability compensation) という給付がある。これは障害手当 (disability allowance) を受け得る程度の廃疾障害 (handicap) の人ではあっても、なお追加年金を受ける程度にはいたらぬ範囲で稼働能力は残っている場合である。つまり自用は便じ得ても、必ずしも従来通りの仕事をつづけてゆくことは困難な場合である。障害補償の他の変型として、16歳以下の子供達には育児手当 (nursing allowance) が支給される。この育児手当は、家庭にあって、相当期間にわたり、ある程度の介護と特別の保護を必要とする障害廃疾がある子供である。

基本年金にはなお2種類の給付が支給される。これは何れも資力調査 (means test) を伴うものであって、妻に対する手当と住宅手当であり、この手当は地方自治団体が支給するものである。

基本年金制度から老齢年金またはつい増年金 (advance pension) を受給している既婚男子は、配偶者手当 (wife's allowance) を彼の妻のために受給する権利がある。この配偶者手当とは、結婚5年以上、且60歳以上の妻であることを条件として支給される。配偶者手当は、単身者男子または夫婦それぞれ結婚していて年金を受給する者に対しては支給されない。

老齢年金、つい増年金、未亡人年金、さらに配偶者手当に対するボーナス (bonus) として、何れも住宅手当 (housing allowance) が支給されている。この様な住宅手当は、地方自治団体を通じて行われているので、手当の金額は、地域ごとにいろいろの較差があるのは当然である。

以上にわたって、

- (1) 基本年金 (basic pension) と、
- (2) 基本年金に付加されている特別の給付 (Special benefits under the basic pension)

について概述した。これらの金額は、いわゆる基本金額 (basic sum) を基準とした定額給付ではあるが、この基本金額自身が、1957年9月を基準として (当時は4000クローネ) 每月の物価指数に対応して改訂されてゆくのであるから、いわゆる自動スライド制年金 (automatic sliding scale pension) といふことが出来る。この金額は、1969年の1月、すなわち約12年間に5,800クローネに上昇しているから、年間平均スライドの割合は、約3%ということになるだろう。

# スウェーデンの消費者協同組合

Consumers' Co-operative Society in Sweden

日本大学教授 内藤英憲

Prof. Hidenori Naito

スウェーデン商業の内で他国に類をみないところは、小売活動の17パーセント（食品関係では24パーセント KF, Swedish Consumer co-operation in Diagrams, 1968.）におよぶ消費者協同組合の発展であろう。事実、大都市の中心部から、地方の村落にいたるまで、組合の店舗である DOMUS, KONSUM の看板をみかけぬところではないのである。そこでこれについて若干ふれてみることにしよう。

産業革命後に発展した近代的技術と近代的組織は、急激な生産性向上をもたらし、生活水準の上昇をもたらしたが、そのために現今の資本主義体制下における経済組織が、また別な困難をかかえるようになってきていることは否定しえない。それで、現在、ケインズ理論などを背景に、政府も大きな役割を果たすようになってきているわけであるが、この体制の欠陥をカバーするものとしては、政府干渉のみが唯一絶対の方策ではない。社会の構成員の各々が、自助の手段をとることによって、これに対応することができる。例えば、賃金労働者が自らの利益を守るために結成する労働組合の運動などもその一方向であろう。

同じように、単に貨幣のタームにおける利益を守るのではなく、財貨やサービスの形で受けとる利益を消費者の立場で守るところの消費者協同組合運動も、この自助的手段の一つといえる。スウェーデンにおいては、資本主義体制の矛盾に対して、この自動的は正の傾向が強いのであって、労働組合はもちろん、消費者協同組合も、社会生活の不可欠の要素として、非常な発展を遂げているのである。

スウェーデンにおける消費者協同組合の歴史は古い。最初のものは、Örsundsbro の商品購入会社であって1850年に端を発しており、それはイギリスのロッヂデールにおける世界最初の協同組合設立のわずか6年後である。もっともこの会社は、数年間の活動で打撃を受け、スウェーデンにおける組合の発展に大きな影響をもたらしたといわれている。

その後設立された組合の多くも、国中のさまざまな場所に、起つては消えていったのであるが、現在なお、消費者協同組合連合会 KF (Kooperativa förbundet, the Co-operative Union and wholesale Society) の参加メンバーとして、1867年に設立された Trollhättan の組合のように現存しているものもある。とはいって、スウェーデンにおける消費者組合運動が決定的なものになったのは、なんといっても1899年に上記の KF が設立されたからであった。

- 協同組合の原理は、ロッヂデールのそれ、すなわち
- 1) 加入、脱退の自由と取引の組合員への限定
  - 2) 票決における1人1票主義
  - 3) 非組合員の出資の否定と組合員1人当たりの出資の限定
  - 4) 出資に対する利子支払いの制限

5) 事業量、利用度に応ずる利益の分配を範とするものであるが、その後この原理もアップ・ツウ・データなものになり、現在、具体的な法的規制における諸条件は次のとくである (Svenska Institutet, Co-operative Activity in Sweden, 1967.)。

- 1) 組合はそのメンバーの経済的利益を促進する
- 2) その事業は商業活動として行なわれる
- 3) メンバーは、みずから労働を提供することによって、あるいは組合のサービスを利用することによって、あるいは“その他類似のこと”をすることによって、買手または供給者として仲間になることを許される
- 4) メンバーシップは原則として誰に対しても開かれている
- 5) 1人1票の原理によって民主的に管理される
- 6) メンバーは、その寄与に対して最大5パーセントの利益を受ける

スウェーデンの消費者協同組合は、この原則のもとに活動し、いまでは人口の1/3以上が大なり小なり協同組合を利用するまでにいたっているわけである。

組合の中には、KFに加盟しておらず、他の連合的な仕入機構に依存しているものもあるが、大多数はKFに加盟しているから、以下KF中心に述べよう。KF加盟の消費者協同組合には、組合員100人、年商300,000クロノール程度のものから、1966年で232,000人の組合員と年商10億クロノール以上を有するストックホルム消費者協同組合まで、大小さまざまである。このうち、メンバー20,000人以上を有する組合は16あり、組合員総数の61.4パーセントがそれに属している。メンバー10,000人以上というように抬けば、組合数は26となり、それに属するメンバーは総メンバーの72パーセントということになる。KF加盟の消費者協同組合の総括的な概況を示せば、表-13のとおり。

表-13 K F 参加の小売組合

	組合数	店舗数	加盟者数	総売上	従業者数
			人百万クロノール		人
1930	837	3,302	450,908	342.6	10,725
1940	687	5,301	700,051	670.6	21,650
1950	681	8,017	962,059	1,674.6	36,284
1960	592	6,651	1,176,969	3,365.3	39,393
1965	338	3,906	1,322,634	5,083.0	36,614
1966	297	3,450	1,355,500	5,566.0	35,899

資料: Svenska Institutet, Co-operative Activity in Sweden, 1967.

表-13にあきらかにように、最近においては、個々の組合の扱い量拡大とともに、組合数の減少があり、いうならばより大きなユニットへの組合組織の集中がある。当然、これはより高い効率を達成しようという努力のあ

らわれであって、スウェーデンにおける商業構造変化の趨勢に従うものに外ならない。組合数の終局的目標としては100以下でよいともいわれているのであるが、これは結局、各組合メンバーの自発的決定にまつべき問題であり、その帰趨は長期の問題といえるであろう。

各単位消費者協同組合の組織は、小さい組合では、各メンバーは年1回あるいは2回の総会に出席し、1人1票の原則にしたがって日々の業務を遂行する理事会を選び、また監事を選ぶ。そしてその理事会によって提案された議案をその総会で決定する。

大きな組合では、そのような直接民主主義的な方法がとれないから、いくつかに分割された組合内の地区から、メンバー数に比例して総合へ代表を送り、その総会で管理委員会を選び、その管理委員会が、理事会と監事を選ぶ。理事会は日常業務を遂行していくわけであるが、管理委員会によってとくに許された問題以外の重要な問題は、これを勝手に決定することはできない。

他方、かかる単位組合の連合であるKFであるが、この方の組織は次のとくである。すなわち、全国を24の地区にわけ、各地区内において、メンバー数に比例して出される各単位消費者協同組合代表が、毎年春に地区会議を開き、そこで、全国総会の議題についての予備的討論と、全国総会の代議員およびKFの管理委員会委員の選任を行なう。選ばれる全国総会の代議員数は全部で400人であるが、これに保険協同組合 Folksam <sup>フォルクサーク</sup>からの代議員10人が加わるから、代議員総数は全部で410人である。また管理委員会の方は、原則として各地区1人、若干の大きな地区で2人以上ということで合計30人ということになっている。

この管理委員会が、さらに7人の理事会を任命し、これらの人々が、KFの7つの事業部門のそれぞれの長となるという仕組である。

各部門の内容は次のとおり。

- 1) 社長室：総合計画および調整、人事、スタッフの訓練、内部監査
- 2) 総務部：国際契約、印刷、情報、宣伝、研究、組合員教育
- 3) 事業部A：食品関係の購入、販売、製造、
- 4) 事業部B：雑貨関係の購入、販売、製造、地区的生産（ベーカリー等）マーケティングの計画
- 5) 事業部1：外部に販売する物品の製造、販売、KFが部分的に所有する企業
- 6) 金融部：金融、会計、税金問題、データ・プロセッシング、不動産管理
- 7) 事業部D：監査問題、販売店の計画、立地、設立しかし、かようなセクションによって、日常の業務は理事会が行なっていくとはい、基本的に重大な経済問題は、管理委員会の承認なしには実行でない。のみならず、理事会や管理委員会の提案に対して、結局最終的な決定権をもつのは、さきの410人の代議員による全国総会である。

また全国総会は、会議の準備をする全国総合委員会やKFの監事を選ぶが、前者は互選で24人、後者は外部の会計士2人を加えて5人である。

ところでKFの事業についてであるが、設立当初は、各単位組合の連絡と教育宣伝だけがその仕事であった。しかし、1904年に自から卸売業務を開始し、また1927年には靴の製造を始め、その後も、電球、マーガリン、洗剤、ゴム靴、化学肥料と製造業部門に一層の手を広げ、現在では、単位組合とKFの協同経営による百貨店協会DOMUSが設立され、KFは小売業に直接タッチするま

でにいたっている。

低配当にして（年利回り3～4パーセント）、余剰価格切下げに向けるという実効価格政策 active price policy によって、スウェーデンの単位消費者協同組合は、諸国に類をみない発展をみたのであるが、その連合体であるKFの積極的な姿勢も、その大きな発展にあづかって力のあったことを見逃しえないのであろう。

現在KFに加盟している消費者協同組合は1966年現在で、3,450の店舗と55億クロノールの売上をもつが、商業一般に押しよせている構造変化の波は、この協同組合にもあらわれてきているのであって、小さな店舗は店を閉じ、スーパーマーケットがこれに代わりつつある。しかもこのスーパーマーケットには、ベーカリーやカフェが一緒になったのもでてきている。そして他方、この集中によって、不便を生じた地方では、自動車利用による移動店舗がそれを補っていることもあるという。

若干の組合は、自からデパート的店舗を経営するにいたっている。例えばストックホルムのPUBがそれである。これは1965年で1億2,000万クロノールの売上高をもち、スウェーデンにおけるもっとも近代的なデパートである。

KFが製造業を行なっている外に、各単位組合で、ベーカリーや食品加工やソフトドリンク等の工場をもち効率を高めようとしている例もあるが、孤立した単位組合あるいは2、3の組合の連合では、大して能率もよくないので、これは次第に減少している。

商業にとって、流通費用の減少ということは、なんといっても最大の問題であろう。しかし最近では、業種の手段を通じてこの面でも著しい進歩がみられるようである。スウェーデン消費者協同組合で実行されている方法は次の3つである。すなわち第一は、セルフ・サービスの導入であり、第二は組織の簡略化であり、第三は地区倉庫の建設である。これらはまず商業一般が対処しているのと変わらない方向であるが、しかしながら、今後に期待されるものとして、包装の問題があろう。始めから包装された状態で、小売店舗に引渡されるならば、流通費用の大きい節約にならうことは論をまたないのであるが、そのためには包装機械の購入費とその設置場所をどうするかという面倒な問題が解決されねばならず、全面的に採用されるにはいたっていないのである。

生活水準の上昇にともない、消費者の嗜好と購入習慣は、刻々に変化しており、消費者協同組合も当然それに応えていかねばならない。例えば、主婦の労働節約につながる保存食品の需要増から、冷凍食品は増加しつつあるが、そのためには、店舗の冷凍設備はもちろん、冷凍運送設備、地区的冷凍庫網の広範囲な確立を必要とするであろう。

他方、流行のローン商法にも、消費者協同組合は応えている。すなわちこれはローン購入組織 Iäneköp <sup>ローンシユーブ</sup>と呼ばれるものであるが、貯蓄銀行との協調によって行なわれるものである。組合員は購入価格の最低10パーセントを現金で支払い、残額を貯蓄銀行から借りることになるが、その保証はKFの補助金によって行なわれる。ただし購入商品は、ミシン、電気掃除機など耐久消費財に限られている。

食品以外についての集中化、合理化の要請は、デパート的店舗の発生をうながし、現在組合経営のデパートが多数出現している。しかし組合経営といっても、その多くはさきに述べたKFと単位協同組合の共同出資による百貨店協会 DOMUS の経営にかかるものである。これによって経営されているデパートメント・ストアは70で

ある。DOMUSへの加入は自発的なものであるから、消費者協同組合が経営するデパートでも、これに加わっていないものも少なくない。とくに有力なデパートで加入していないものがあり、ストックホルムのこれもさきにちょっとふれたPUBやKvicklyなどがそうである。

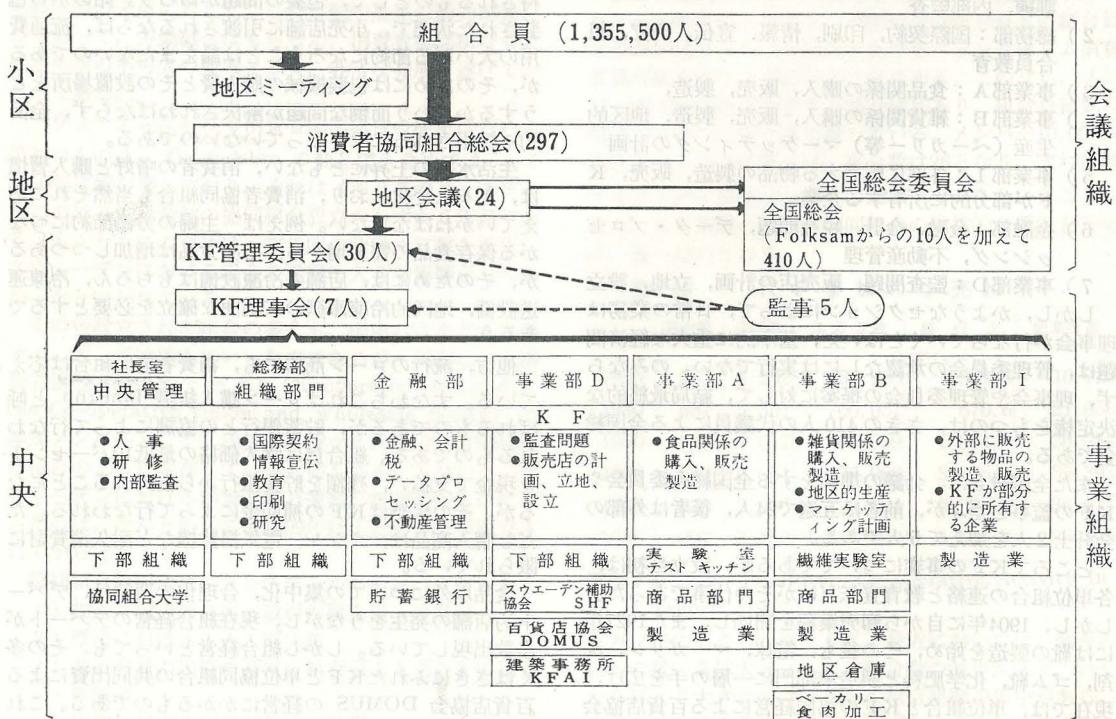
ところで協同組合の資金源はなんいか。もちろん、組合員によって供給される資本がその基礎となる。最近の通常の形式では、組合員となるには、200クロノールの持分をもたねばならない。しかし、その金額をただちに払込む必要はない。最低額10クロノール以上を払込めば、残りの配当金からの分割払いよい。1966年12月31日現在、KFに加盟している組合の資本合計は2億700万クロノールであり、諸準備金と併わせると4億5,300万クロノールにのぼる額であった。他方加盟組合によってKFに払込まれた資本は、やはり同じ時点において、2億7,900万クロノールであり、そのほかにKFは、約2億9,000万クロノールの準備金、剰余金があった。また、メンバーは貯蓄勘定や未配当勘定という形でも組合に資本を提供しているのであって、その額は2億7,800万クロノールである。さらにKF自身預金業務を行ない、組合員および加盟組合に口座を開いており、その勘定残高として、3億7,700万クロノールがある。

消費者協同組合およびKFの主たる資金は、上記のごとくであるが、他にKFだけに限っても、借入金、企業間信用の形で約10億クロノールの外部資金が利用され、この膨大な機構が動かされていくのである。

消費者協同組合運動の特色として見逃しえないものに、その教育、宣伝の活動があろう。そのうち最も強力なのは、1965年で約461,000の発行部数をもつ家庭雑誌Vi(w)である。これは協同組合および経済の問題のみならず、文化問題、時事問題についても大きなスペースを割いている。

協同組合や経済の問題プロパーのために新聞Vi

図一 K Fの会議組織および事業組織 一組合数および組合員数は1966年一



資料: J. Lundberg, In Our Own Hands, 1966.

ウェル (We will), 組合の職員用としては、Vår.tidning (Our Paper) が発行されている。

協同組合大学 Vår.gård は有名であって、組合職員に対して、種々適当なコースを用意している。教育を受ける職員は、選ばれた職員であり、また組合内における研究グループのリーダー達である。各コースは、ストックホルム近傍の大学キャンパス内で行なわれるとは限らない。スウェーデン中のさまざまな場所を選んで行なわれる。1965年に、この大学で組織されたコースの数は163であり、学んだものの総数は2,797人であった。

1952年に大学が設立されて以来、現在までに約55,000人の人々を教育したといわれており、リーダー的地位というの、管理人としての地位を意味するから、消費者協同組合の現在のエクゼクチブの大きな部分がここで教育されたといってよからう。

大学ではないが、単位協同組合で夜学をもっている場合も少なくない。このコースは2年間であり、KFの用意した課題に基づいて研究が行なわれる。

また各種研究会もさかんであり、1965年には、26,500人の仲間をもつ4,500のグループが存在した。

出版活動は、さきのようにいろいろ行なわれているが、KFはとくにみずから出版所をもっている。内容は、経済、青少年向け、教材、成人教育向け、などに限られるが、この出版所の活動はきわめて活発であり、2カ月間に15,000部を売り切った書物の発行もある。

その他教育宣伝活動としては、図書館や古文書保存所の存在なども忘れてはならないであろう。これらは、古い協同組合関係の書物については、世界最大の規模のものである。さらに特異なものとして、KFの作ったテスト・キッチンなども面白いアイデアといえよう。主婦のために、食品、家庭用品、洗剤などが、そこで実演され、テストされるのである。

以上で消費者協同組合についての概述を終わるが、その事業ならびに組織を明示的にする意味で、総括的な構成図として、図一をあげておく。

# パルメ新党首の就任演説

The inaugural address by Palme: New leader of The Social Democratic Party

坂田 仁

Palme to take office

家裁調査官研修所 坂 田 仁

Tokyo Family Court

Jin Sakata

昨年10月4日の社会民主党大会で Palme 氏が Elrander 氏にかわってスウェーデン社会民主党党首に選ばれ、首相の座を引きついだことは、既に研究月報の11号に小野寺信氏によって紹介され、そのプロフィールは小野寺百合子氏の手で12号に（また高須裕三氏の手で9号に）各々紹介されている。ところで Palme 新党首が10月4日に行なった党首就任演説の大要に接する機会を得たので、その大要を御紹介することにしたい。

× × ×

Palme 新党首は、党の1970年にむけての政策を以下の12点にまとめている。

- (1) 輩固で一貫性のある中立と国際的責任を充分に引きうける意志と結合した外交防衛政策。人道的援助と再建のための北ベトナムへの200万クローネの援助など。
- (2) 困窮者救済等を伴う徹底的な税制改革。
- (3) 国内の均衡のとれた発展と完全雇傭を確保するための産業政策。
- (4) 経済生活の民主化の推進。企業の民主化への障害の除去。商業銀行への政府代表の参加。
- (5) 成人教育、就学前教育を中心とする教育の大改革の完成。平等の原則を特徴とする文化政策。
- (6) 週40時間労働へむけての労働法の改正。労働時間短縮は1971年1月と1973年1月の2段階で実施。新労働保護法と労働環境の改善。
- (7) 67歳以下の年金受給の可能性の増加。年金受給者の入院中の医療給付の増額。医療保険組織の簡素化と改善。
- (8) 身体障害者及び老人の福祉の発展と将来の社会福祉の目的の形成。
- (9) 男女平等を目的とする婚姻家族法の改正。
- (10) 国内的、国際的な環境の保護への積極的貢献。
- (11) 広範囲にわたる積極的消費者政策。Ombudsmanと市場委員会との導入の提案。
- (12) 繙続的かつ一貫した住宅建設計画。平等と友愛を促進する生活環境。

このように政策は福祉の観点で一貫している。Palme 新党首は経済拡大の必要性も同時に強調しているが、それを一方的に追求することをつよくいましめ、保守党の主張をブリッヂにいうオーバービッドにたとえてそれに警告を発し、むしろ弓をひくよりは、忍耐力ある弓弦 (Sträng=蔵相) を聞く方がよいと諺を用いたユーモアをこめて述べている。

社会民主党はスウェーデン国民に安定を代表してい

る。党の政策の特徴は急激な変化にあるのではなくて、現在と将来とを結ぶ流れにこそある。新党首は、党首交替に関連して党内外に不安のあることを率直にみとめ、それに対して、上記のように述べている。

× × ×

Palme 新党首は1970年代を暴力と破滅と飢餓の可能性のある時代として一方で規定し、他方それからの転換の時代ともみている。その転換の担い手は民衆自身であり、平和と社会正義の追求する民衆の力によって世界平和と国家間の連帶の必須の前提条件となる変化が実現すると予言する。

民主的目的は抑圧によっては達成されない。自由を求める民衆の希望を力によって抑えることはできない。民衆は自分自身の未来を決定する権利をもつ。

東西をとわず豊かな国の内部には良心的な人々の意見に急進化がみられるであろう。そして共産主義官僚はその漸進的改革の要求を力をもって抑え、一方西側諸国では社会変動の結果内部分裂の危険に直面するかもしれない。

× × ×

こうして、Palme 新党首は、1970年代の社会民主主義の課題として下記の3点を提案する。

- (1) 技術的発展が非合理的な社会的結果を生み出すのを防止すること。  
我々は、民衆の日常生活から生じる要求の満足のために必要とみられる市場への介入をためらってはいけない。
- (2) スウェーデン社会に民主主義を拡大し深化すること。  
民衆は、自分達が言ったり考えたりすることが充分重要性をもち、自分達の考えに注意が払われており、自分達が事態の進行に影響を与えていたのだと感じたがっているのである。政治を、絶えざる対話の中で民衆と話し合う活動にしていくことをためらってはいけない。
- (3) 平素化への活動すること。

労働者が様々な集団に分裂することと、サラリーマン集団の一員として決定的問題に共通の利害をもつという事実を隠蔽するためにブルーカラーとホワイトカラーの間にするどい境界線を劃することに対して警告を発する。平等こそすべてに優先する。

社会が生き、生き残っていくためには、連帶性をもたなければならない。「彼ら」と「我々」とが存在することは決してなく、常に「我々」のみが存在するのである。連帶というものは分割不可能である。

## 経済・産業

## 生産性の伸びはますます減る

(Produktiviteten ökar allt Svagar)

当局は1970年の生産性の伸びを、4%以下と見ていく。1973年には週40時間制が実施されよう。これはサラリーマンにも適用される。また1970年代の後半には、恐らく週38時間制が実施されるであろう。このような条件のもとで、1960年代同様に国民総生産を4%伸ばすためには、生産性の伸びを5%に維持することが前提になる。これには生産構造を急速に建て直すことが必要であると考えられている。

(M. O.)

## Sweden 工業の資産

(Sweden industriinställgångar)

Sweden では企業の資産を表現するとき、Realkapitals återanskaffningsvärde という語を使う。

直訳すると実質資本の再取得価値となる。ここでは以下 RKÅSV とする。1969年 Sweden 工業の RKÅSV は総計で970億クローネに評価された。1970年には1,000億クローネに増加する見込である。この970億クローネのうち機械工業の分は280億クローネである。さてこのRKÅSV を従業員1人宛にわり当てる平均102,000クローネになる。さらにこれを部門別で調べてみると、機械工業64,000クローネ、鉱山業360,000クローネ、パルプ・紙工業270,000クローネ、鉄鋼業245,000クローネ、化学工業130,000クローネになる。一番低いのは繊維衣料工業の54,000クローネである。一般に資本装備率の低い工業では賃金が安いが、これに反して資本装備率の低い工業では、低賃金となっている。そこで繊維衣料工業部門が従業員数を節約して、資本装備を増加した場合にはどうなるかが、1970年経済の1つの問題点であろう。

(M. O.)

## スウェーデン貿易に現われた新しい傾向

(Flera viktiga omsvängningar i Sveriges utrikeshandeln)

USA 向けの輸出は6%（これは1969年の1月から10月までの成績である）減り、その代りにソ連向けが41%伸びて、SWEDEN の全輸出に占める割合は1968年の1.6%から2%に増加した。またフィンランド向けの輸出も34%伸び、フィンランドは SWEDEN にとって今まで8番目の得意先であったのが6番目に上昇した。同時にフィンランドからの輸入は49%伸び、スウェーデンはフィンランドにとって9番目の得意先であったのが6番目になった。しかし開発途上国との貿易は余り芳しくないようである。スウェーデンの輸入で開発途上国のは7.6%から6.7%に減じ、貸越しが1億クローネから3億クローネ増加した。

(M. O.)

## 国営企業と USA 企業との提携

(Nytt Wickmansamarbete med USA-fortag)

スウェーデンの国営大企業の一つである förenade fabrikverken（もとの Försvarsets fabrikverk）とUSAの大企業 American Hospital Supply（年間売上高4億ドル）と合併で近く新会社をスタートさせることになった。新会社は先ず米国の AHS 関係会社製の病院設備をスウェーデン内に一手に販売し、機を見て国産化に乗り出すことになる。

国営会社の Afomenergi も核反応炉開発のため外国の技術提携先をさがしている。これからの大科学技術はスウェーデン一国ではとても賄い切れないものである。

スウェーデンは小国の悲哀をしみじみ感ずるようになった。それはマンモス時代においては当然のことともいえる。

(M. O.)

## 財 政

## Palme 首相の初めての国家予算

(Palme 1-a Statsbudgeten)

1970~71年度の予算は Palme 首相にとっては最初の、Sträng 蔵相にとっては、15回目のものである。1970~71年度の予算の総額は45,632,640,000クローネで、Sweden としては、初めて450億台の大台に乗ったわけである。思うに Sträng 蔵相在任15年間に Sweden の GNP は3倍になったが、国費増加速度は一そう早く、この間に4倍にはね上っている。また公共部門の経費（消費分と投資分を合算して）は中央（Statlig）地方（Kommunal）を併せ、1955年から70年までに、1959年の貨幣価値に直すと、130億800万クローネから278億2,200万クローネに膨張した。

Sträng 蔵相の言をかりると、新予算は平等化運動（Jämlikhetssrörelsen）に関する社民党の決議を具現するのが目的だということできさがに社会政策がよく盛込まれている。

(M. O.)

## 税 の 改 正 案

The New Tax Reform

経済の一部門で大改革を行なう必要があるのが税制度である。改革の詳細はまだできていないが、一般的な概要が公表された。全体の意図は低額納税者層を救済することにある。この目的のため、6,000ドル（216万円）の所得水準で一線を画し、これ以下の税率はかなり下げ、これを上回る所得の税率は多少高くなろう。これに関連して注意すべき点は、スウェーデンの直接税は非常に重いけれども、それが高い水準から始まっているので、はなはだ累進的なものとしては分類されないということである。単に4,000ドル（144万円）の給与を得ている単身者は、丁度所得の3分の1を所得税として支払う。「かぎ」は地方税で、これは、中央政府の累進税率と異なり、約18%の均一率である。したがって、新しい計画の税率

の一層のけわしさは、さほど思い切った措置ではない。

高額納税者層からの増収では、低額納税者層からの減収を釣り合わせないので、国家収入の損失分は、付加価値税を現在の11%から恐らく15%にまで引き上げて埋め合わせるのであろう。

ストレング蔵相の推定によれば、これらすべての純効果は、6,000ドル以下の所得に対し、年間100~200ドルの軽減になるという。

ヨリ急進的な財政専門家の中には、低所得階層の手数はもっぱら財産および相続税を引き上げることによって除去すべきであると提案している者がいるが、ストレングは、これらの課税額は事実上多少引き上げられようが、歳入の增加分はほとんど取るに足らないものであろうと指摘している。このように歳入の補填については付加価値税の引き上げによるか、あるいは全く改正をしないかのいずれかである。

所得税は改正せずに重い営業税を導入せよという急進派の要求については、ストレングは何ら提案をしていない。また彼は、すべての公告に重税を課す措置に対する左翼からの要求もきっぱり拒否した。もう一つ彼が却下した提案は商業銀行の国有化に関するものであった。

このように、税制改正案の実際の内容は特に大変革とは言えないものであった。 (M. K.)

## 社 会

### 国会の開院式

スウェーデンの新聞雑誌は、毎年1月に開かれる国会の開院式の模様を、本年はとくに大きく報道している。これは、パルメ首相となってから社会主義色彩の一段と濃くなってきたスウェーデンで、旧態のままの開院式なるものがますます異和感を持つようになったからであろう。この日、国王は王座の側に、王位の象徴たるマントと王冠を置かれる。王座にむかって片側には、國の高位高官が勲章全部をつけて大礼服や正装で居ならぶ。婦人たちがプリンセスをはじめとして、黒の長すそに白のバフ袖という官廷服に、家伝來のレースやダイヤ、真珠を飾りたててならぶ。もう一方の側は議員席である。政党党首と議長はさすがに燕尾服を着るが、議員連はほとんどが普通の冬背広で、夫人たちはパール（本真珠ではない）をつけた短いドレスを着る。このコントラストは、今にはじまったものではないが、年々その対立観を深めるという。そして、開院式の次第には、中世風の軍服を着た兵士の一隊が足音高く入場して、トランペットを吹きならしたり、キリスト教の宗教儀式があつたり、王制の尊厳にマッチした色彩に色どられる。今年は式の最中、外では社会民主党青年同盟に属する青年たちが、王制反対のデモをやっていた。

現在の二院制から一院制へ移ろうとしている今日、このような古風な儀式は今年が最後であろうとか、今年で終らせてほしいとかの声もあるが、これらの儀式は議会の基本法に含まれているのであって、そう簡単に改廃す

ることは出来ない。議会基本法の改正は、中間に普通選挙をはさむ二回の議会の決議を要するもので、今度の二院制が一院制になるということは、1865~66年の四院制から二院制になった時に次ぐ、画期的な大改正なのである。 (Y. O.)

### Stockholm では住宅と衣料が安い

(Kläder och bostad billigt i Stockholm)

世界大都市の内 Stockholm では、煙草は Copenhagen について、世界で2番目に高い。アルコール類の高いことは New Delhi と東京について3番目になっている。高くなるのは Sweden の税金がべらぼうに高いからである。食品は Moskav と東京について高いといわれている。その原因は輸入制限があるからである。Stockholm では、労賃は高いが、食料品が高いのでそれだけ相対的に生活水準が下ることになる。なお Stockholm で家庭支出の1/4が食料品分となっている。ところが Stockholm に安いものもある。例えば、世界の工業国の大都市の中で、衣服が一番安いという。これは輸入が自由化されているからであろう。家賃も統制によって安いが新築家屋の家賃が高いので、平均すると国際レベルに近づいているといえる。 (M. O.)

### Extra-marital の権利

未婚の親から生れた子供（庶子あるいは私生児）という不名誉な言葉は、ずっと以前よりスウェーデンの公式用語から姿を消している。) は、父方の親族から、結婚によって生れた子供と同等な相続権をもつことになった。

1970年1月1日から効力を発した新しい法律にしたがって、すべての子供達は、彼らの両親が結婚して生れた子か否かにかかわらず、生物学上の父または父の親族から、等しく財産を相続する権利をもつことになったものである。

同様に父とその親族は、その子供またはその子孫から、彼らが法律に基く結婚によって生れた子供である場合と等しい相続権を獲得することになった。姓名に関する法規も改正され、彼らは、その父の姓を用いることが出来るようになった。 (K. Y.)

### Sweden の人口が 800 万台になった

(Sveriges invånartal Passerade åtta miljonerstrecket)

1969年10月 Sweden の人口は、800万の大台に乗った。しかし、69年の出生数は約107,000で史上最低だった。1934~35年、出生率が14.1/1,000になったときには危機が叫ばれた。その後も変動があったが、1960年13.7/1,000となったときこれが底だらうといわれていたが、とうとう1969年13.4/1,000になって従来の最低記録を破ったのである。参考までに1968年についていえば出生数113,200であった。800万の大台に乗ったのは、外国人の移入増によるものである。幸い1969年の外国人移民は入66,000名、出20,000名で、結局46,000名増となった。

(M. O.)

# スウェーデンの社会福祉と経済 (2)

Offentliga Konsumtionen och Investeringen  
för Svensk Socialvard

小野寺 信  
小野寺百合子

Makoto Onodera  
Yuriko Onodera

## アルコール中毒患者保護

長期調査機関の資料によれば、アルコール中毒患者保護施設については、アルコール中毒患者診療所や相談所や特殊パンシオン等所謂オープンケア組織が中心となって保護を行うようになることが、明示されている。

## 社会保険の管理費

社会福祉関係の諸施策の外に、公共の経費として、国費負担になるものに一般保険や失業保険や普通国民年金の管理費がある。しかしこれ等のうちで国家会計に算入されないものがある。その分は1965年には264百万クローネに達し、その内166百万クローネは、一般保険の管理費分であった。

この種の経費は近年急速に増加し、金額的に見ても、1965年から1967年までの増加率は年12.5%に相当する。この増勢は概ね一般保険金庫の急速な充実と、1967年1月1日から実施された健康保険制度の改革の結果と密接な関係がある。しかしこの増勢も将来は幾分か緩和される筈である。

## 1965年から1970年までの趨勢

中央および地方当局の長期調査機関に提出した資料によって計算すると、社会福祉部門に属する管理運営費の増加率は年間約6.5%，同じく設備費（維持費を除く）の増加率は年間7.5%になる勘定であった。しかし同機関では1970年まで、このようなカーブの拡張は不可能であって管理運営費毎年5%増し、設備費同じく7%増し位が実際に合うものとさえ見ていた。

ところが政府の資料によると、1965/1966年の経費は量的には8乃至9%増加している。その後の資料は十分集っていないが、入手しただけのものから推定しても1967/1968年の経費の増加率は更に高くなつたように見える。従つて1965年から1968年までの経費の増加率は、年平均約10%であると見なければならぬ。

各種の社会福祉事業は、今後も引き続き発展するに違いない。そのうちでも一番経費を食う老人ホームと家庭奉仕の拡張は、長期調査機関の見通しと、概ね一致した足取りを辿っている。更に、保育所や保育ママ組織や、オープンケア方式の老人保護事業の拡張は見込みよりも遙かに迅速な速度で進行している。これに反し子供ホームや子供コロニーはむしろ縮少の傾向を示している。

以上述べた各種の社会福祉事業をとりまとめて、数字を以て総合判断を下すことは、頗る困難である。社会庁の長期計画においては、計画期間中の初期よりも、終期において一層積極的に事業の充実を計ることが必要であると強調されている。しかしながらその実現性については同庁自身でさえも疑問を抱かないわけではない。

労働事情の窮屈でなかつた時代には、経費の増額だけで、事業の拡張が可能であった。1968年以後になるとそ

の事情は変つてゐる。労働力の面から見ても、経費の面から見てもこの事業の拡充はだんだん難かしくなつてゐる。現に社会福祉部門で費した経費は、1965年から1968年までは年平均10%増加したが、1968年からは、年8%づつしか伸びてない。これはこの事業の伸びなやみを示すものである。

社会福祉部門の設備費（維持費を除く）は、1966年1967年とも27%づつ増加し、1967年には1964年の物価標準で40億クローネに達している。ところが長期調査機関では、1970年の設備費を僅かに30億クローネ位と見積つてゐたのである。既に述べたとおり、特に老人保護と児童保育事業の拡張が急速に行われているのに対し、少年福祉学校やアルコール中毒患者の治療については、拡大よりもむしろ新保護方式の採用と既存施設の改造および運営の合理の処置が講ぜられている。社会福祉事業の設備費の支出は、サービス要員の制限もあるので、1965年～1967年代のようには行かないにしても、社会的ならびに経済的要請から今後数年間は依然として相当高い水準を続けることは間違ひない。

第5表 1965年～1970年公共事業のための運営経費増加一覧表 毎年の増加率(%)

	1965年 1964年の物価 水準による	1965	1968	1965	1965～1970 長期調査機関 の見とおし
		1968	1970	1970	
教 育	3,976Mkr	4	4	4	4
保健医療	3,279	10	8	9	7
社会福祉	1,398	10	8	9	5
防 衛	1,855	2	2	2	3.5
そ の 他	4,180	8	5	7	4.5
計	14.688	7	5	6	4.5

第6表 1965～1970年公共事業設備費増加一覧表 每年の増加率(%)

	1965年の支出 経費 (1964年 の物価水準)	1965	1968	1965	1965～1970 長期調査機関 の計算による
		1968	1970	1970	
教 育	1,109Mkr	5	5	5	4
保健医療	669	20	10	16	7.5
社会保護	242	23	10	18	7
防 衛	2,046	-2	3	1	4.5
そ の 他	728	5	5	5	3
計	4,794	6	7	6	5

註 設備費には維持費が含まれてない。

結び

老人問題と既婚婦人の就労問題と児童保育問題は、今日のスウェーデンの問題であるとともに明日の日本の問題である。この三問題の関連性は更に国民経済と密接に結ばれるところにあるから特色がある。あえて有識の各位に問題を提起するために本稿を草した。参考文献は次のとおりである。

Abstämning ab 1965 års Långtidsutredning (SOU-1968:24)

Handbok i sociala frågor 1969 (Birgita Ragnå)  
The Swedish Economy 1966-1970 (The Ministry of Finance)

# 最近のスウェーデンにおける混合経済の動向 (2)

A Recent Movement of Mixed Economy in Sweden

## 〈国有産業部門の拡大〉

過去2・3年の間に、国有産業部門を拡大するための具体的な手段がいくつか講じられた——それらすべてが首尾よくいったわけではないが。1966年に国は小さな建材会社であるデュロックス (Durox) を買収した。そして野心的な拡大計画に着手したのであるが、結局、新たな生産設備は予定以上に費用が掛かり、適当な経営が行なえなくなった。とどのつまり、2年以上も経ってから国は会社を大きな損をして売却する以外に解決の途がないほど絶望的な状態に立ち至った。1969年には、国は三つの小さな機械用具会社を買収した。その意図はそれらを合併し、その分野において強力な、競争的な生産単位を構築することにあった。努力が今やっと始められつつあるが、懷疑論者は、競争の激しい機械工業部門において果して成功の見込みが大きいか否かを問題視している。政府はスウェーデンの小売薬局を国有化する考えを発表しているが、恐らくこの措置は1970年内に実行されるであろう。しかし、スウェーデンの薬局はすでに政府の厳しい統制下に置かれており、協同組織の特色を多分に備えて、緊密に調整された利益共同計算方式の民間企業として経営されている。したがって、この分野の国有化は目に見えるほどの効果はないであろう。

最近、発表されたり、あるいは論議されたりした計画においては、重点が共同事業の方に移ってしまった觀がある。共同事業とは、政府が相当部分の資本を投下し、民間企業の経営および技術知識が適用される事業をいう。このようなアプローチを適用した最も重要な例には、1968年、Asea社の原子反応炉 (atomic reactor) 事業を引き継ぐために設立された会社があり、政府とAsea社がそれぞれ50%ずつ所有している。最近の例では、Dutch Philips社の所有する Sterling Motor Patents を、認可を得て、開発するために、国防工業会社 (State Defense Industries) が民間の2社と協同して創った会社がある。また、資本の調達がほかの方法では困難となり、かつ高度な技術および危険を負担する会社に社債および株式資本を供給するため、国有の「開発」 (Development) 会社が創設された。さらに、国およびアウトサイダーがそれぞれ半分ずつ所有するコンピューター・コンサルタント会社が設立され、工業人、政府関係者および商業人にコンピューターの利用に関するアドバイスを提供している。

この種の企業に対する関心がすこぶる高いので、産業省ではアメリカに代表団を派遣し、この他に認可を受け、あるいは、共同事業を行なうための機会を探査させている。スウェーデン政府、スウェーデン Uddeholm 鉄鋼会社 および アメリカの Combustion Engineering 社がそれぞれ株式の一部ずつ所有する新たな会社設立に

関する一つの協約がすでに結ばれている。ほかに現在検討中の協約もある。

国自身で所有する事業にはむろんのこと、結果的には民間の所有する企業にも国への影響力を及ぼし得るところの、国家でイニシアチブを取った事業が、いわゆる「投資銀行」である。現在その資本は2億ドルに昇り、全部を国が所有している。3年前に設立されたこの銀行は、社債および株式の双方の委託売買契約を結ぶことができる。貸付のための条件を設定することにより、投資銀行は経営に間接的な影響を与えることができ、また株式を買入れることにより、それは国の直接的な所有を増加することができる。

## 〈国民年金基金〉

もう一つの資本の——そして結果的には資本の受取人に対する影響力の——源泉が国民年金基金である。その現在の所有高は60億ドル以上で、これはさらに急速に増加しつつある。現在この基金は、社債のみを買入れることはできるが、株式は取得できない。しかし、大蔵省はこの制限の撤廃を検討中である。このように、国民年金基金は企業に対する影響の可能性を相当に増大させている。(すでに国民年金基金には、ストックホルム株式取引所に上場されているすべての会社の支配権を、時価で、買入れるだけの十分な現金がある。)

たとえ国有産業部門が相当に拡張されることになろうとも、拡張はいくつかの制限的要因に従わざるをえないであろう。まず、ウイックマン (Wickman) が力説しているように、民間企業のいかなる所有者も自己の意志に反して売却を強制されることはない。第二にその意図は国の産業部門といえども収益的に経営を行なうということにある。(国有会社の中には営業成績がむしろ窮屈したものがあるが、この欠陥を改善する努力は払われることになろう。) 第三に、競争的自由企業の原則を継続するため多大の注意が払われているのである。国家は、多くの場合、参加を限定し会社の部分的な所有に止まるが、時として産業の完全な支配を避けようとすることもある。(企業としてではなく、公的なサービスとして考えられている薬局の場合は、特殊なケースである。) このことは、Durox の場合のようなもう一つの失敗が起きる可能性を残すことになるか、しかし、また、立派に経営を行なうための刺激としても役立つであろう。

「新産業政策」を推し進めている精神を公式に説明するものは何であろうか? 実は、言うことは必ずしも易しくはない。前首相エルランデル (Erlander) が言っているように、将来国家が企業の「幾分かヨリ強力なパートナー」になるだろうことは明らかである。しかし、クリスティル・ウイックマンは筆者に向かって、イデオロ

ギー的配慮がかくべつに意味があるのではなく、主要な動機付けは経済的に沈滞した一定の地域における失業問題であり、その配慮こそが「圧倒的に」重要であると説明した。

#### 《最終的判断には時期尚早》

しかし、前の文部大臣であり、首相になったばかりのオロフ・パルメ (Olof Palme) 氏は、イデオロギー的配慮こそが一番重要であると強く感じている。

他の要因によってはむろんのこと、(イデオロギー的配慮と経済的配慮)両方の要因によってもある役割は演じられるということは疑いのないことである。これらの中には、スウェーデンの産業が激化する競争的世界市場において目下直面している諸困難や、周知の技術的ギャップ (スウェーデンの研究および開発部門における投資は、相対的にみて、アメリカのそれの半分以下である)、工場が閉鎖または売却された時に起こりうる突然の地域的衝撃、およびスウェーデン産業に必要な構造的变化 (つまり、小規模の弱い単位を結合して大規模で強力なものにすること) が極めて遅延としているので国際的な発展と肩を並べて行けないという小やかましい若悩などがある。

もう一つの動機になっている要因には、スウェーデン産業の何れの大きな産業部門も外国人の手中に落ちることから防ぎたいという気持がある。現在スウェーデンの産業が外国人によって所有されている部門は多くはないが、最近、若干の会社が外国(特にアメリカ)の関係会社によって取得され広く宣伝されたことにより、このような場合に「スウェーデン人自身による解決策」が見出しえなかつたかどうかという問題が起きた。ウイックマンは、もし十分な警告が出されていたならば、問題の会社の意にかなう他の手段——融資による援助をしたり、スウェーデンの民間の買手を見つけたり、あるいは恐らく国による買収を取りきめたり——が考えられたかも知れないと注意している。政府は、最近、製薬会社カービ (Kabi) の支配権を買収した。報道によれば、その理由の一つは、もしそうしなければ、交渉を開始していた外国の会社がそれを買収するであろうことをおそれたからであった。たとえ「新産業政策」の発展の背後にどんな問題が横たわっていると言われようとも、それらが、民間企業の問題に対する国のヨリ積極的な介入を通して解決されうるということは少しも確かなことではない。スウェーデンにおける国有産業部門の今日までの成績は決してめざましいものどころではなかった。(民間企業も関連する苦情の一つ——情報の欠乏——に関しては、国有企業の業務を処理する強い秘密主義がしばしばそれに沿ひせかけられる非難となっている。もう一つは、国有企業が技術的には国民によって「所有」されているにもかかわらず、事実上、公衆は、民間企業に対するほど国有企業に対して支配力をもっていないということがある。)

しかし、最終的判断を下すには時期尚早である。これまでのところ、「新産業政策」を構成してきたものは、大部分は、しかつめららしい理論であって、ほとんど実際的な行動は少ない。現在の急進的なムードは、深遠な決

定にまで変化するのであろうか? あるいは、四分の一世紀前の「27項目」を生み出した急進的精神のように、次第に衰えゆくのであろうか? 「社会民主党」の干渉が理論の多くを現実に移して行こうと実際に努めるにしても、彼らはその行為が綿密に監視されるであろうことは承知している。有名な経済スポーツマン アクセル・イヴェロス (Axel Iveroth) は次のように書いている。「國家がわれわれの繁栄の創造的機構の中で、徹底的な改革を遂行することによって一層の経済的な発展に責任を持つべきだと主張する人々は、その立証責任が自分たちの双肩にかかっていることを自覚しなければならない。」と。

以上がデイヴィッド・ジェンキンス氏による「混合経済」の内容紹介であるが、同氏は続いて今年1月号のSweden Now誌に「パルメを読む」と題し、新首相パルメ氏がスウェーデン経済に及ぼす衝撃は極めて少ないであろうと論じている。したがって、ここに合わせて彼の新政権に対する評価を参考までに瞥見しておく。

なるほど、産業における国家の役割は次第に拡張し続けるであろうが、国有化の波ないしは、他の驚くべき手段を期待する者は、疑いもなく、失望するであろう。

(かつて、デンマークのある新聞は、パルメ氏が貴族出身であることについて、彼を「男らしく変わった貴族」"the blue-blood who turned red"と呼んだように) パルメ氏が急進主義者として名声が高いにもかかわらず、そして、たとえどんな急進的な衝動を彼が持っているとも、それらが激しい左翼的転向となって表われることはとてもありえないであろう。

これは、一つには、漸進的な、堅実な、そして用意周到な計画を是とスウェーデン人の深い信念のゆえである。何にせよ急激な変化は最も非スウェーデン的である。

またもう一つには、パルメ氏がともかく経済学に深い関心を抱いていないようにみえるためである。昨年出版された、彼の考えの最も重要な原則を含むと思われる240頁に亘る彼の論文、演説集には、経済学に言及しているところがあまりみられないという。

したがって、疑いもなくパルメ氏は喜んで景気ならびに経済の政策決定機構をそのままにして置くであろう。この機構の最も重要人物は、確かに、62歳のグナール・ストレンジング (Gunnar Sträng) 氏で、彼はほぼ15年間大蔵大臣の要職に在り、政府が福祉給付の制度を拡げ、新年金計画を導入し、完全雇用政策を推進し、経済成長を維持し、インフレを抑え、そして比較的良好な国際収支を保持している間、ストレンジング氏の偉大な手腕は成功せる経済の運営に大いに貢献しているのである。エルランデルが首相を退いたあと、ストレンジング氏ほど信望を集めている者はなく、経済問題ならびに労働者階級の背景に対する彼の深い理解は業界の指導者や労働者からも等しく賞賛されるところである。

また、産業大臣で「新産業政策」の主要な立役者たる44歳のウイックマン氏も増大する重要な役割を演じている。彼はしばしばIMF会議にスウェーデンを代表して出席し、国内では、産業問題に対する国家の関係を健全な、実用主義的な、そして商業主義的な基礎の上に確実に置こうと努力していることで有名であるという。M.K.

(おわり)



## スウェーデンと ノーベル

Antenna

アルフレッド・ノーベル  
(1833~1896) がスウェー

デンを代表する一人であることは改めていうまでもない。去る2月3日、三越本店で「ノーベル展」とスウェーデンフェアが開幕されたが、スウェーデンの国土ないしは国運と、ノーベルの一生との相互関係の密接さを改めて想わされたことであった。

アルフレッド・ノーベルの最大の発明は、彼が1867年に特許をとったダイナマイトであることも改めていうまでもない。しかし、彼にこの発明をさせたものは、堅固きわまる岩盤におおわれたスウェーデンの地質であったのである。大昔、氷河によって作られたこの岩盤を砕く何ものかが発明されなければ、鉄鉱石などの折角の地下資源も活用されず、道路もトンネルも作れない。そうする「必要」が「発明の母」となってきた彼の火薬・爆薬が、当時の19世紀列強の帝国主義戦争の風潮を背景として、国際的に需要の渦に巻き

こまれ、彼は意図せずして巨万の富につきまとわれることとなったのであった。

彼は、自分の発明の結果が、殺人や戦争に使われることとなったのを思ってか、ついにその身辺を憂色に包み、孤独、一生独身、ついに子孫を残さず、その全財産をノーベル賞基金とすべき旨を遺言した。その授賞の分野は、物理・化学、生理・医学、文学および国際平和であったが、彼の念頭を最も強く支配したもののは平和であったろうと思われる。

スウェーデンの歴史は、19世紀初頭の転回点までは不斷に戦争の歴史であったが、それ以後は生れ変わったように150年の平和を保持し、今日では国際平和の旗手である。それはノーベルの一生に相通するものを感じさせる。しかもこの国の平和は、自力防衛に依る。核爆弾にも耐えて生き抜くべく、国内の主要諸都市に大防空壕を掘り抜いて「治に居て乱を忘れず」の構えである。その作業に用いられるダイナマイトを思うとき、ノーベルはスウェーデンと共に今日も生きており、の感なきを得ない。

理事 高須 裕三

## 批判的闘争

Critical Conflict

研究員 永山泰彦  
Yasuhiko Nagayama

スウェーデンのストライキに対する伝統的な姿勢は、産業の第一線の平和と相対的な安定が、数10年にわたって支配的であったことである。それは、スウェーデン経営者連盟(SAF)とスウェーデン労働総同盟(LO)の間の労働問題の解決、協約処理方法、争議の処理等についての常識的な基本協定を暗黙のうちに受け入れることを意味している。SAFとLOの間の2年または3年ごとの交渉は、来るべき年の賃金および労働条件について処理され、新協約が調印される。闘争にたよらざに論争することは基本的に必要であると考えられているが、かなめは、山ねこストが発生すると交渉が中断され、ストが終結して仕事に復帰するまで交渉が開始されないことがある。

しかし、1960年代が終らうとしている時、スウェーデンのこの模範的な労使関係の安定が今後も続くかどうか、少なくとも修正しなければならないのではないかと危ぶまれるような事件があった。

その事件とは、11月に Göteborg の港湾の仲仕1,000人が協約に反対して、1週間にわたる山ねこストを引き起したところである。2人の仲仕の停職に端を発したが、眞の理由は、低い賃金、港湾局の規定への不評、および食堂の昼食が値上げになったのに、職員に対してはすえ置きであったこと等であると言われている。しかし重要なことは当分の間労働者の所得をより安定させる新賃金制度が提案され、組合の指導者は、試験的に運営される条件で受諾したが仲仕達が拒否したことである。2人の仲仕が復職することで、ストは終わったが、スト参加者は自分達の要求を示すために、20人の代表者を選んで委員会をつくった。

その後、12月には LKAB の Svappavaara の鉄鉱山で、最近のでき高払い協定に不満を感じた労働者がさらに激しい山ねこストを引き起こした。この争議は最初鉄鉱山労組の役員にしりぞけられたが、その後同情ストとして、Kiruna, Malmberget および鉄鉱山の積み出し港

の Luleå 等、LKAB の他部門に急速に拡大し、ついに4,800人の労働者を巻き込んだ。

鉄鉱山労働者が、最左翼の勢力に動かされやすいことが知られているので、一部では山ねこストの背後に組合内部の派閥闘争があると指摘され、一部では政治闘争としている。しかし、実際の理由は、労働者と職員の間の労働条件、賃金、特権等の不平等、でき高制ならびに時間、動作研究への不満などである。

69年中にスウェーデンで論議された、意思決定への労働者のより大きな参加を要求する産業民主主義の議論に Norrland(北部地方)の鉄鉱山労働者も関心をもっていることは、ほとんど疑いがないようである。さらに、Sara Lidman が "The Mine" という著書で、労働条件の非人間性、不公正、健康への危機や事故等について述べたことや、テレビ番組が政府がこのような実情を知っていないことを認識させた。

スト参加者は、組合の指導者はこの特別の要求を獲得しようとはしないに感じ、彼等自身の争議代表者を選出し、遠いストックホルムではなく、キルナで交渉することを要求した。LKAB の常務取締役の Arne S. Lundberg 氏は、スト参加者が職場に復帰するまでは、交渉に応じないと述べ、LO の委員長 Arne Geijer 氏は、ストに走らせた組合支部と LKAB 当局の両者を強く批判した。しかし数週間後事態が冷却してから、Kiruna で支部の争議代表者、組合指導者および経営者の27名からなる代表が、交渉の可能性、要求のリスト等について非公式の秘密会を開いた。

このストは確かに、政治的に燃料として左右両者から利用されよう。さらに、山ねこストは労働者とトップの組合指導者間の接触の不足を示した。

いろいろな産業の労働条件を、社会学的な立場から20年間研究してきた Edmund Dahlström 教授は、このストは、多くの他産業でも一般的な条件を明らかにし、さらに同様なストがどこかで発生することを予想している。彼は、労働の環境をさらに、人間の生理面および精神面に適するように、より「人道にかなった」ものに改善しなければならぬと述べている。また、肉体労働者や技能労働者に対するわれわれの階級的偏見を除かねばならぬこと、労使間のより密接な話し合い、さらに縦のより彈力的な交渉のチャンネルの創出、所得分配の基本的な全国調査の実施、利潤分配、ボーナス制度、自発的なグループ労働、より非階層的な管理制度、そしてとくに社会全体が個人の啓発をさらに強調することが必要であると述べている。

## 資料紹介

### 産業

1. Industry in Sweden 1  
2. "スウェーデンの農業経済" 久宗高, 鶴見宗之介著  
3. "新世界のプランテーション" ベラ・ルビン編 鶴見宗之介訳 1  
4. Prospects for Swedish Exports 1970 by Staffan Gorne, Staffan Soblman 1  
5. Trafikutveckling och Trafikinves-Teringar av Sven Godlund (Traffic development and traffic investments in Sweden) 1

### 教育

1. 福祉国家に於ける教育 1 中嶋博, 鈴木慎一, 平野正治 共著  
2. Educational Policy and Planning Sweden 1  
3. Adult Education in Norway 1 by Ingeborg Lyche  
4. 教育社会学 一学校をとりまく社会 1 菊地幸子著  
5. Swedish Youth 1 The Swedish Institute Stockholm  
6. Youth Work in the Church of Sweden 1 by Gunnar Weman

### 演劇, 音楽

1. The Royal Opera 1

## 活動メモ

### ◆研究会活動 Study Meetings

2. 4 経済産業・福祉国家合同研究会。「日本とスウェーデンの経済成長の比較」発表者 中央大学助教授 丸尾直美氏  
2. 21 老人問題研究会。「老人のケア一体系について」発表者 大阪医科大学教授 吉田寿三郎氏。  
2. 28 民主主義発達史研究会。A History of Sweden 第17章 発表者 東海大学講師 石渡利康氏。

### ◆日瑞往来 Persons to and from Sweden

- 2月15日, 日本の交通運輸の発展視察のためスウェーデン交通調査使節団が来日, 3月1日帰国。  
3月8日, 公害問題国際シンポジウム出席のため, ストックホルム経済大学教授ダーメン氏が来日。  
3月8日, スウェーデン他北欧4カ国とのコンピュータ技術調査団が来日。

- 3月15日, 研究学生交換のための日瑞基金創設を提唱している A. Berglund 氏が, その最終調整のため来日。  
4月5日から6日間, NHKの招きで元ストックホルム国際経済研究所長 Gunnar Myrdal 博士が来日予定。  
5月中旬, スウェーデン Crown Prince Carl Gustaf (Gustav Adorff 現国王の孫) が来日される予定。

- 7月から10月末まで, 明治大学教授岡野加穂留氏は, スウェーデンの政治動態研究のため訪瑞滞在の予定。

- ◆新規加入法人 New Member of Legal Persons  
新秋木林業株式会社 代表者 濑川 一郎  
出水製紙株式会社 代表者 安 得三

- by Gustaf Hilleström  
2. Swedish Theatre 1  
by Niklas Brunius, Göran O. Eriksson, Rolf Rembe  
3. Swedish theater 1  
-During five decades-  
by Gustaf Hilleström  
4. Films about Sweden 2  
5. Drottningholm Court Theatre 1  
by Philip L. Lorraine  
6. Svenska Filminstitutet 1  
The Swedish Film Institute

### 【最近の会員発表の著作・論文】

- 「『光の国』と『やみの国』——第三の国家像——」岡野加穂留 「現代政治」'69年8月号所収  
「議会の反乱——スウェーデンのオンプツマンについて——」岡野加穂留 「現代政治」'70年1月号所収  
「巨大社会と巨大政治」 岡野加穂留「経済往来」'70年1月号所収  
「スウェーデンのオンプツマンについて」 岡野加穂留  
「私たちの広場」明るい正しい選挙連盟 '70年1月号  
「高福祉・高負担経済の問題点——スウェーデンからの教訓」 丸尾直美 「経済詳報」'69年9月15日号所収  
「参加の社会への提言」 丸尾直美「経済往来」'70年2月号所収  
「高成長・高福祉の経済学——日本の課題と英国の教訓」 丸尾直美著 日本経済新聞社刊

### ◆ゲンナール・ミュルダール博士の東京講演会

A Lecture Public by Prof. Gunnar Myrdal in Tokyo

「アジアのドラマ」や「福祉国家を超えて」の著作で国際的にも知られる, 元ストックホルム国際経済研究所長 Gunnar Myrdal 博士がNHKの招きで来日される。滞日中に, 東京・大阪などで講演会が催されるほか, NHK総合テレビで, スウェーデン社会研究所理事の土屋清氏と対談が行われる。(4月14日午後10時10分, "経済の話題"で放映の予定)

東京での講演会「1970年代のアジアのドラマ——南北問題の未来像——」は, 4月9日午後6時30分より, 東京・大手町, 経団連会館ホールで行われる。入場希望者は, スウェーデン社会研究所までお問合せください。

### ◆第10回スウェーデン語講習会

The Swedish Language Classes

昭和45年度第2回(通算第10回)スウェーデン語講習会は, 3月25日に希望者を締切り, 同26日よりスタートした。初級47名, 中級19名, 上級14名。これまでの初級受講者は, 通算312名にのぼっており, 毎回, 希望者を全部収容しきれない盛況ぶり。最近では特に, 研究者, 学生, 関連企業からの受講希望者が増えている。

次回は, 5月下旬開講の予定。

### ◆定期購読のおすすめ

この月報は郵送料共一部定価50円, 年間購読料500円です。郵便振替または現金書留で上記の購読料をお送り下さい。本誌の充実と発展のためご協力をおねがいします。

郵便振替番号 東京 84429